# ~ 特 集 ~

# ベトナム民事訴訟法の今後の課題

国際協力部教官 丸 山 毅

この特集は、本誌第21号(2005年5月号)に掲載した特集「ベトナム民事訴訟法制定」に引き続くものである。2005年1月1日に施行されたベトナム民事訴訟法の起草支援には、我が国のそうそうたる学者、実務家が寄与してきたが、支援の最終段階において支援に当たられた吉村徳重氏(広島修道大学法科大学院・弁護士)、井関正裕氏(関西大学法科大学院特別任用教授・弁護士)、酒井一氏(立命館大学大学院法務研究科教授・弁護士)にお願いし、前回の特集ではベトナム民事訴訟法の内容の解説を行った。

今回は、同じ3名の先生方の手を煩わせ、日本側のベトナム民事訴訟法共同研究会の立場から、ベトナム民事訴訟法に残されている問題点を指摘し、今後どのような改革が必要になるかを分析していただいた。本稿の読者としては、第一次的にはベトナム法整備支援に携わる研究者・法律家やベトナム法の研究者を想定しているが、援助の在り方・方法論に関してもベトナム民事訴訟法起草支援の体験を通じた有益な指摘・提言が含まれているので、法整備支援一般に関心のある方々にも是非御一読いただきたい論稿である。前回特集と併せてお読みいただければ幸いである。



(最後のベトナム民事訴訟法共同研究会)

# ベトナム民事訴訟法の今後の課題

―日本民事訴訟法との比較法的視点から―

広島修道大学法科大学院教授 弁護士 吉 村 徳 重

## I 総論 - 今後の課題と改正の基本的方向

1 ベトナム民事訴訟法の今後の課題を論ずるためには、その制定の背景となった多面的な立法政策とこれを反映した審理手続の多様な特徴を正確に把握することから出発する必要がある。ベトナム民訴法の審理過程を規律する手続の基本的な特徴は、その立法政策の多面性を反映して多様な側面を含んでいるために、これを相互にいかに調整するかがこれからの大きな課題であると考えるからである。1

## 2 ベトナム民訴法制定の背景となった立法政策の多面性

ベトナム民訴法制定の背景となったのは、なによりも、1986年のドイモイ開放経済政策によって導入された市場経済の浸透と国際化の進展に対応するために法制度を整備する必要があったことである。それと同時に、ドイモイ以降暫定的に制定された、民事・経済・労働の3つの手続法令としての「国会令」を統合して伝統的実務の現状を踏まえた統一的な民事訴訟法を制定することが要請されていたという事情があった。<sup>2</sup>

その結果,一方では,市場経済の浸透に対応して,自由市場経済原理に基づく私的自治の原則によって民訴手続を規律することが必要とされるとともに,他方では,「社会主義体制の擁護に貢献し,社会主義法制を高め,・・・人民が真摯に法を遵守するように教育する」(民訴法1条)という社会主義法制の任務によって民事手続を規律することを要請するという立法政策があった。

このような多面的立法政策に基づく多様な要請を調整するプロセスとしての立法過程を経て 成立したベトナム民訴法が、多様な側面を持つことは当然の帰結である。

#### 3 民訴法の審理手続の基本的特徴

民訴法は上記のような多面的な立法政策を反映して、次のように多様な審理手続上の基本的 特徴を持つことになった。

(1)審理手続の当事者主義的側面を貫徹して、当事者の自己決定の原則(処分権主義)を徹底した申立主義を認めるとともに(5条)、弁論主義的なルールとしての自白の法理を認め

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> 2004年6月15日に制定され、2005年1月1日から施行されたベトナム民事訴訟法成立の背景と基本的特徴については、吉村徳重「ベトナム民事訴訟法制定―成立の背景と審理手続の基本的特徴―(第1審手続を中心として)」本誌21号10頁以下を参照されたい。本稿は、同論文で将来改正すべき点として指摘してきた問題点のうち主要なものを要約したほか、2、3の新しい論点を付け加えたものである。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 以上の経過につき,丸山毅「ベトナム民事訴訟法制定—我が国の起草支援—」本誌 2 1 号 6 頁参照。なお,「国会令」は,国会常任委員会の定める法令であり,ベトナム法体系によれば,憲法の下に国会の定める法律と政府の定める政令との中間に位置する。丸山前掲注 5 参照。

(80条2項), 当事者の証拠提出の権利・義務を徹底化した(6条)。

- (2) 検察院は民事手続における法遵守の検察権を持つことを前提とした上で、従来からの訴え提起権は廃止したが、一定の手続の立会権を認め、控訴審、監督審、再審への異議申立権は維持することになった(21・250・285・307条)。また、上級裁判所長官の下級審の裁判に対する監督審、再審への異議申立権も維持した(285・307条)。
- (3) 一定の住民や社会団体に、社会的・公的利益に関する事件につき、訴え提起権を認めた (4・162条)。
- (4) 関連する権利,義務をもつ利害関係人の手続参加を強制するとともに(56条4項:当事者化),法的に有効な判決・決定につき対世的効力を認めることによって(19条),紛争の包括的・統一的な処理のシステムを維持した。
- 4 今後の課題と改正の基本的方向
- (1) ベトナム民訴法は、このように、一方では、自由市場経済の原理による私的自治の原則を反映した当事者主義的な審理原則を徹底した。しかし、他方では、従来からの社会主義法制や民事手続法令の下での実務慣行に従って、一定の範囲で検察院の民事手続についての検察権や社会団体や利害関係人の手続関与権を維持することによって、当事者の自己決定の原則に大幅な制約を認めることになった。
- (2) このような民訴法における多様な審理原則の特徴を踏まえて、その将来の課題としての 改革ないし改正の方向を提示することは容易ではない。

しかし、長期的展望に立てば、ベトナム社会においては今後ともますます市場経済が浸透し、国際化が進展するであろうことは疑いを入れない。したがって、自由市場経済の妥当する領域においては、私的権利・利益に関する紛争である限り、その解決のための民事手続についても、私的自治の原則の反映としての当事者主義的審理原則が貫徹されるべきであると考える。

こうした視点に立てば、民訴法の当事者主義に関する自己決定の原則(処分権主義)や 弁論主義の内容には、なお不十分な点がある。当事者主義に関する法規定につき、改正す べき点として、あるいは当面は最高人民裁判所の裁判官評議会決議(以下最高裁決議とい う。)の通達によって補充すべき点として、提案してきたところである。<sup>3</sup>

(3) しかし、他方、私人間の紛争を解決するための民事手続が、すべて私的自治の反映としての当事者主義的審理原則だけによって規律され得ないこともまた当然である。私人間の紛争であっても、なお、社会的・公的利益が絡むことも多いからである。日本法は、人事訴訟法や家事審判法により、さらには、非訟事件手続法によって、検察官の手続関与(人訴23条、非訟15・16条)や処分権主義の制約を認め(人訴19条)、弁論主義の例外としての裁判所の職権探知を規定している(人訴20・33~35条、非訟11条、家審

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 吉村前掲,本誌21号21頁以下参照。なお、ベトナム最高人民裁判所の裁判官評議会の決議によって民訴法の解釈を指導する通達については、ダン・クァン・フォン最高人民裁判所副長官「ベトナム民事訴訟法の制定とベトナム最高人民裁判所の役割」本誌20号38頁、同副長官の説明、「第13回ベトナム民事訴訟法共同研究会議事録」本誌21号114頁参照。

7条)。また、人事訴訟や会社訴訟などの一定の事件については確定判決の対世的効力を認めるとともに(人訴24条、会社法838条)、利害関係人の手続関与の機会を保障するなどの特則を規定している(人訴15・28条、会社法849条3~4項)。

ベトナム民訴法においては、その規定領域は、民事、家事、商事、労働などの訴訟事件だけでなく、非訟事件をも含む広範な範囲にわたるにもかかわらず、対象領域の特則としてではなく、一般的総則として、上述した当事者主義的審理原則とその大幅な例外規定を置いているところに基本的な問題があると考える。私的自治の妥当する領域とそうでない領域とを区別して、当事者主義的審理原則とこれに対する例外の特則を規定すべきであると提案してきたゆえんである。<sup>4</sup>

(4) 以上のような基本的視点のほかにも、多くの規定の中には、その相互関係が必ずしも明確ではないために、解釈上疑義の残るものも少なくない。これらの規定は、おそらく立法技術に由来するものと思われるが、将来の改正すべき点として、あるいは、当面は最高裁決議の通達によって補充すべき点として、指摘してきた。5 以下では、今後の課題についての各論として、改正すべきであると考える点につき、結論の部分をできるだけ要約して指摘することにする。

## Ⅱ 民事裁判権と管轄(第1部第3章)

1 民事裁判権(第3章第1節)

民事裁判権の及ぶ範囲について、包括規定主義と類型別事例列挙主義のいずれを採るかは立 法政策ないし立法技術の問題である。ベトナム民訴法のように、事件類型別の列挙主義を採る と、事件類型に当てはまらない事例の取扱いが問題となる。列挙された事件類型に属しない事 例についても、私人間の「法律上の争訟」である限り、裁判を受ける権利を保障するためには、 一般民事事件として民事裁判権が及ぶという一般条項を規定すべきであろう。

2 事物管轄(第2節33・34条)

事物管轄を訴額ではなく、事件の難易度によって決する立場に立つベトナム民訴法では、事件類型によって区別をする必要がある。この場合にも県級裁判所の事件類型に属しない事件は 省級裁判所に属するとする一般条項の規定が必要となろう。

3 土地管轄(第2節35・36条)

土地管轄に関する35条と36条は、普通裁判籍と特別裁判籍を区別して規定する趣旨であるように解されるが、必ずしも一貫していない。例えば、35条1項aと36条1項aはともに普通裁判籍の規定であり、一体として35条1項aに規定すべきである。また、35条1項b は原告の住所・就業地や本店所在地の裁判所にも、当事者の合意による管轄を認め、同項c は不動産に関する紛争につき不動産の所在地の裁判所にも管轄を認めるが、これが普通裁判籍

<sup>4</sup> 吉村前掲,本誌21号25頁以下参照。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 本稿Ⅱの「民事裁判権と管轄」に関する規定はその例であるが(詳細には、吉村前掲、本誌21号17頁以下参照)、そのほかにも立法技術上の問題と思われるところが各所に見られる。以下では、それぞれの箇所で指摘することにする。

の例外としての専属管轄を認める趣旨か, 競合する特別裁判籍を認める趣旨かも不明である。 これも立法技術の問題であろうが, いずれの趣旨かを明らかにする必要がある。

## Ⅲ 当事者主義の審理原則の徹底と残された問題点

- 1 自己決定の原則(処分権主義)(5条)
- (1) 当事者主義の審理原則としての自己決定の原則を徹底化して、申立主義を採用するとともに (5条1項後段)、訴えの提起・取下げ・変更及び反訴の提起を認める規定を整備した (5条1・2項、59条1項b、60条1項e、176~178条)。さらに、訴訟上の和解についても、これを認める手続を整備した (5条2項後段、58条2e、180~188条)。
- (2) このように、申立主義を採用して自己決定の原則を徹底したが、裁判所が裁判によって解決すべき訴えの範囲である審判の対象を特定するための訴状の記載事項に関する規定が不十分である。民訴法164条2項gは、「被告及び関連する権利、義務を有する者に対して、裁判所による解決を申し立てられた具体的事項」と規定するだけである。裁判所による判決を求める申立ての内容としての請求の趣旨とその原因となる請求原因事実を記載することによって、十分に審判の対象を特定できるような訴状の記載事項の規定を置くべきである(日本民訴133条2項2号、同規則53条1・2項参照)。当面は、最高裁決議の通達によってその旨の補充をすべきである。
- (3) また,自己決定の原則(処分権主義)の1つのルールである請求の認諾を認める規定はあるが(60条1項b),請求の放棄を認める規定はない。さらに,請求の放棄はもちろん,請求の認諾をする当事者の陳述をどのように取り扱うかを規律する具体的な手続規定もない。請求の放棄・認諾は、ともに訴えを維持しながらその内容である請求について当事者の処分を認める点では、訴訟上の和解と異なるところはないのだから、訴訟上の和解と同様の手続的な手当てを規定すべきである。

#### 2 弁論主義

(1) 自白法理(80条2項)

弁論主義のルールとしての自白法理を不要証事実として認める規定を置いたが(80条2項), 自白又は擬制自白の対象とされる「事実関係,事件」が何を指すのかは明らかでない。主要事 実,間接事実ないし補助事実のいずれを意味するのかも明らかでない。また,自白された事実 は,証明を要しないとするだけで,一定の範囲で裁判所に対する拘束力や当事者に対する不可 撤回性の効力までも認めたことになるのかも明らかでない。

実務の現状からは、主要事実と間接事実の区別や裁判所や当事者に対する自白の拘束力までも意識した規律がなされることは期待できないという趣旨かもしれない。しかし、不要証事実としての自白法理が規定されたことを前提として、新民訴法についての実務の解釈・運用が重ねられていくにつれ、主要事実と間接事実の区別やそれに基づく裁判所や当事者に対する自白の拘束力の有無に関するルールも定着するようになることが期待される。その過程では、最高裁決議の通達による解釈運用の指導が必要であろう。

## (2) 主張責任と証拠提出・証明責任(6条1項,79条)

弁論主義のもう1つのルールである当事者の証拠提出責任と証明責任に関する規定はあるが (6条1項,79条),当事者の主張責任の規定がない。その結果,当事者が証拠を提出して証明すべき対象が一方当事者の主張する事実で相手方当事者が争う争点であることが,必ずしも明確には規定されていない。むしろ,証拠提出や証明の対象については,「当事者は裁判所に証拠を提出し,自己の申立てに十分に根拠があり,適法であることを証明する権利及び義務を有する」と規定していること (6条1項) (79条1項も同趣旨)を前提とすれば,事実と証拠が明確には区別されていないようにみえる。

しかし、他方では、不要証事実として自白法理を規定し(80条2項)、証明の対象は当事者の主張する事実で相手方が争う争点に限られることを認めたことから、証拠提出や証明の対象は当事者の主張する争点事実であることが前提とされているはずである。その限りでは、事実と証拠は明確に区別されているというべきである。そのことを前提とすれば、当事者の証拠提出責任や証明責任の分配法則を規定したと解される79条は次のように解釈すべきである。すなわち、原告は請求を根拠付ける請求原因事実につき、被告は請求に対する防御を根拠付ける抗弁事実につき証拠を提出し、証明すべき責任を負うという趣旨である(79条1・2・4項参照)。そして、その手続的手当てとして、原告の訴状には請求原因事実を記載し、被告の答弁書には抗弁事実を記載すべきことを規定することが望ましい(日民訴規則53条1項、80条1項、べ民訴法164条1項g、175条1項参照)。

もっとも、ベトナム民訴法の立法過程において、第9次草案では、当事者の主張責任を前提とする規定がなされたのに(同草案7条1項、69条1・2項)、その後これが削除されたという経緯がある。 ベトナムにおける実務の現状からみて、当事者の主張しない主要事実は判決の基礎にすることができないという主張責任は認められないという趣旨であったかどうかは不明である。しかし、市場経済が浸透し私的自治原則の妥当する領域が拡充する将来を展望すれば、弁論主義のルールとしての主張責任を認めるべきであると考える。

当事者の主張責任及び証拠提出・証明責任の分配について,当面は最高裁決議の通達による 上記の趣旨の解釈指導が必要であり、将来は法改正が望ましい。

- 3 当事者の申立てと裁判所の証拠収集権限との関係 (85・94条)
- (1) 当事者の申立てによる裁判所の証拠収集権限(85・94条)

民訴法は、当事者が証拠提出責任を負うことを原則とし、裁判所は本法の定める場合にのみ 証拠を収集するとした上で(6条)、当事者が自分で証拠収集ができず、証拠収集の申立てをし た場合には、裁判所は多様な証拠収集の手段をとることができると規定する(85条2項)。こ の当事者の証拠収集の申立てが個々の証拠を指定した収集の申立てを前提とするかどうかは不 明である。立法担当者であるフォン最高人民裁判所副長官の説明によれば、94条1項後段の

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> フォン副長官の説明によれば、9次草案までは、起草班の法律専門家による研究の結果を反映したものであったが、9次草案ではじめて編集委員会が関与するようになり、10次草案に至り非常に高いレベルで大幅に変更されることになったということである。ベトナムの現状に合わせる方向での変更も一つの原因となったとの指摘もあった。前掲「議事録」本誌21号122頁以下参照。

規定と同様に「当事者は,証明すべき点,収集すべき証拠,自ら証拠を収集できない理由・・・を明記した申立書を提出しなければならない」という趣旨であるということであった。<sup>7</sup>これも立法技術の問題であると思われるが,そのような趣旨であれば,やはりその旨の最高裁決議の通達が必要であろう。

# (2) 当事者の申立てによる裁判所の証拠提出命令(94条)

当事者が自分で証拠収集ができない場合として、証拠を管理若しくは占有する個人、機関又は組織が当事者の要求に応じて証拠を提出しない場合がある。この場合には、当事者の申立てによって裁判所がこれらの個人、機関又は組織に対して証拠を提出するよう請求することができ、この請求を受取った者は証拠の提出責任を負うことになると規定した(94条)。この裁判所の決定に従わないときは、「裁判所は決定により警告し、罰金を科し、又は証拠提出を強制することができる」(389条1項)。ただ、この裁判所の証拠提出命令が自己に不利な証拠の提出に応じない相手方当事者に対しても出され得るのかは必ずしも明らかでない。そのような趣旨であれば、その旨の最高裁評議会決議の通達による補充が望ましい。

### 4 当事者主義の適用領域と裁判所の釈明権の問題

## (1) 当事者主義の徹底とその適用領域

民訴法は当事者主義による審理原則を徹底したが、その広範な規定範囲の中で、通常の民事事件と家事事件や非訟事件とを区別することなく、通常の民事事件の審理原則が、基本的には家事事件や非訟事件にも妥当し、家事事件や非訟事件だけの特則が認められることは極めて少ない。ただ、非訟事件について、その性質上、通常の民事事件よりはやや広い範囲で当事者の自己決定の原則を制約する特則が規定されているだけである。8

しかし、弁論主義のルールとしての自白法理(80条2項)や当事者の証拠提出責任(5条1項、79条1・2・4項)については、家事事件や非訟事件につては例外として裁判所の職権探知を認める特則規定は見当たらない。これが基本的に問題であることは、既に総論として述べたところである。単なる私的権利・利益にとどまらず、社会的・公的利益も絡む事件である、家事事件や非訟事件においては、検察院の関与(日人訴3条、非訟15・16条参照)、処分権主義の制約(日人訴19条参照)及び裁判所の職権探知(日人訴20条、非訟11条参照)を認める特則を規定すべきである。

## (2) 当事者主義の徹底と裁判所の釈明権

他方、私的自治の原則の妥当する通常の民事事件については、当事者主義的審理原則を徹底するとしても、すべてを当事者の自己責任として放置してよいということにはならない。法的に公正な紛争解決のための裁判をする責任を持つ裁判所としては、当事者の自己決定や主張・証拠提出責任が法的にみて不十分にしか果たされていないときには、後見的にこれを補充するために釈明権を行使すべきである(日民訴149条参照)。民訴法85条1項は「民事事件又は非訟事件の記録に含まれる証拠が、当該事件の解決に十分な証拠にならないと思われる場合には、裁判官は当事者に追加の証拠提出を求める」と規定するが、これは証拠提出責任について

<sup>7</sup>前掲「議事録」本誌21号113頁以下参照。

裁判官が釈明権を行使する事例であるといえる。当事者の訴訟上の請求や主張責任についても 同様の釈明権の行使が必要な場合が考えられる。そのような趣旨の一般的な裁判所の釈明権に 関する規定を置くことが望ましい。<sup>9</sup>

## IV 準備裁判官による準備手続と合議体による公判審理手続との関係

- 1 準備手続裁判官による非公開・非対審による証拠収集手続の問題点
- (1)公判審理開始前の準備手続段階においても、当事者の証拠提出責任が原則であって、当事者の準備裁判官に対する証拠提出によって公判審理に必要な証拠の収集が図られる(85条1項参照)。当事者が自分自身では証拠を収集できず、証拠収集の申立てをした場合には、裁判官が証拠収集の処置をとることができる(85条2項)。
- (2) ただ、この準備裁判官による証拠収集手続は、裁判所内外において非公開・非対審の手続によって行われるのが原則である。例外的に現場検証や財産査定手続では当事者の参加の機会が保障されるが(89条1項、92条2項)、それ以外の証拠収集のための証拠調べは当事者の対席もなしに行なわれる。このようにして収集された証拠が原則として開示され(97条1項参照)、そのまま公判審理における裁判の基礎となるとすれば、公判期日において公開・対審の審理手続を保障した意味がなくなることになる。そこで、公判期日における当事者・証人・鑑定人尋問等の人証手続においては、手続参加者が欠席したり、その供述内容が矛盾するなどの例外的な場合にしか、準備手続で収集された事件の書類を開示しないことにしたのである(227条1項a,b,230条3項)。従って、検察官の請求があるときなどには開示するという規定(227条1項c)は問題があり、少なくとも検察官の請求については削除すべきではないかと考える。
- (3) また、準備裁判官がそのまま公判期日における合議体の裁判長となる従来の慣行がこれからも維持されるとすれば、従来から指摘されてきた公判審理の形骸化や尋問手続の重複性などの問題は依然として残ることになる。合議体の裁判長が、準備手続におけるすべての証拠調べの内容を知り尽くしたうえで公判期日に臨むことになるからである。この点をいかに改革するかは、極めて困難ではあるが、これからの最も重要な課題の1つであると考える。

この点の幾つかの改革案については別に論じたところに譲らざるを得ない。<sup>10</sup> 準備裁判官が合議体の裁判長となる慣行を廃止することにならないとすれば、準備手続段階では、人証以外の文書、準文書、検証、鑑定書などの物証による証拠収集を行ない、人証については当事者・証人・鑑定人尋問の申立てとその採否決定にとどめ、尋問手続自体は公判期日において行うという改正を提案したい。準備段階では訴状、答弁書などを前提とし、物

<sup>8</sup> この点の検討につき、吉村前掲、本誌21号26頁参照。

<sup>9</sup> この裁判所の釈明権は新しい提案である。この点につき、ベトナムの訴訟実務において当事者による 証拠調の申請を示唆する裁判官の釈明の余地を指摘する井関発言、前掲「議事録」本誌21号118頁 参照。

<sup>10</sup> 吉村前掲,本誌21号42頁参照。

証によって収集された証拠を基礎にして、当事者対席の下で争点・証拠の整理を行い、公 判審理の準備を整えるという趣旨である。日本民訴法の弁論準備手続に類似した手続とな るが(同法168~174条参照)、公判期日においては人証の尋問手続だけではなく、 物証としての証拠調べも行われる点で異なることになる。

- 2 合議体による公判審理手続における証拠調べ
- (1) 合議体による公判審理においては、公開・対審・直接・口頭・継続審理が保障され(15条1項,197条)、裁判所は、公判期日における弁論及び審尋の結果並びに証拠調べによる証拠に基づいてのみ判決を言渡す(197条1項)。したがって、公判審理においては、判決の基礎となるべきすべての証拠について証拠調べが行われる必要があることはいうまでもない。
- (2)公判期日における当事者・証人・鑑定人の尋問手続については、これらの者の欠席や供述内容の矛盾などの場合に限って、準備段階で収集された人証による尋問調書が開示されることは前述した(227条1項a,b)。したがって、開示されない尋問調書以外の文書、録音テープ、ビデオなどの準文書、証拠物などの物証についてはすべて合議体による公判審理手続において証拠調べを行う必要がある。
- (3) 民訴法は、「証拠の出所源」(83条)と「証拠の認識」(84条)として、文書、準文書、証拠物の区別をしているが、公判期日における証拠調べについては、準文書と証拠物の取調べの規定をするだけであり(228・229条)、文書については、「事件の書類の開示」として、開示の条件を規定するにすぎない(227条)。公判期日における証拠調べの対象となり得る文書には、準備裁判官による人証の尋問調書のほかに、当事者が提出した文書、その申立てによる文書提出命令によって提出された文書など様々なものがある。国家機密、職業上の秘密、企業秘密又は個人的秘密に関する文書などとともに(227条2項)、準備裁判官による尋問調書の開示の制限には合理的な根拠があるが(227条1項a,b)、それ以外の当事者が提出した文書や提出命令によって提出された文書については、合議体が事件の解決にとって必要と認める限り、当然に開示して証拠調べをすべきであるように思われる。227条はそのような文書の証拠調べを前提とした趣旨の規定と解釈すべきである。この点についてもその旨の最高裁決議の通達による解釈指導が必要であり、将来の法改正が望ましい。11
- V 関連する権利、義務を有する者の当事者化と法的に有効な判決・決定の効力範囲
- 1 総説

民訴法は、関連する権利、義務を有する利害関係人の当事者化と法的に有効な判決・決定の 対世的効力を認めることによって包括的・統一的な紛争解決を図るシステムを維持したが、こ

<sup>11</sup> 吉村前掲、本訴21号48頁以下では、文書の証拠調である書証の規定がないところから、証拠物の 取調べを規定する229条に文書の証拠調をも含むと解すべきであると提案した。しかし、「証拠の出所 源」(82条)や「証拠の認識」(83条)が文書と証拠物とを区別して規定していることと統一的に解 するためには、本文のように227条を解釈乃至改正する提案に改めるべきであると考える。

のことは、私的自治の原則を前提とする当事者主義による審理原則と矛盾しないのか?矛盾 しないようにするためには両者をどのように調整すべきであろうか?これは、前述のとおり、 ベトナム民訴法の基本的な課題である。すなわち、一方、関連する権利、義務を有する利害 関係人につき、当事者や利害関係人の申立てがないときには、裁判所の参加命令によって訴 訟に引き込んで強制的に当事者とする点において(56条4項)、当事者の自己決定の原則に 反することになる。他方、法的に有効な判決・決定の効力範囲について、手続に関与した当 事者に限定する相対的効力の規定を置くことなく、一般的に対世的効力を前提とする規定を 置いていることも(19条参照)、当事者の証拠提出責任に基づく審理原則と矛盾することに なるからである。

この課題に答えるためには、基本的には、私的自治を前提とする私的権利・利益に関する通常の民事事件においては、自ら自己の権利、義務について訴えを提起し提起された当事者間において相対的解決を図ることを原則とし、包括的・統一的紛争解決を図るシステムは、家事事件や会社事件などのように、社会的・公的利益も絡むために、合一的確定を必要とする事件における特則として規定すべきではないかと考える。その上で、個別的に改正ないし補充すべき点を指摘すれば次のとおりである。

## 2 関連する権利義務を有する利害関係人

- (1) 通常の民事事件においても、関連する権利、義務を有する利害関係人が、それぞれの権利、義務について、共同原告となって訴えを提起し、共同被告として訴えを提起された結果、共同訴訟として審判が行われることは一般的に認められる(163条)。しかし、訴訟の継続中に他の利害関係人が自己の申立てによって訴訟に参加し、当事者の申立てによって訴訟に引き込まれることをどの範囲で認めるかは、立法例によって異なる。日本民訴法では、特殊の場合や形態についてしかこれを認めていない。すなわち、独立当事者参加(日民訴47条)、訴訟承継人の訴訟参加・引受け(引込み)(同50・51条)及び共同訴訟参加(同52条)は、継続中の訴訟において係争中の権利、義務が自己に帰属すると主張する場合や判決効が拡張される場合などの特定の理由によって合一的確定を要求する特殊の場合である。また、補助参加(同42~46条)は、自己の権利、義務についてではなく、継続中の被参加者の権利、義務をめぐる訴訟を補助するための参加である。
- (2) ベトナム民訴法においても、総説で述べた方向で区分けをするとすれば、一方で、相対的解決を前提とする通常の民事事件においては、関連する権利、義務を有する者の申立てによる参加や当事者の申立てによる引込みによる追加的共同訴訟を認めるにしても(ベ民訴法56条4項前段参照)、第一審に限って従来の審理を遅延させないなどの条件を付す必要があろう。ましてや、裁判所の参加命令によって、利害関係人を強制的に引き込むことは(同56条4項後段)、認めるべきでない。また、参加人と被参加人との訴訟上の地位はそれぞれの権利、義務について独立であり、いわゆる共同訴訟人独立の原則が妥当することを原則とすべきであろう(日民訴39条参照)。もっとも、関連する権利、義務の関連の度合いによっては、合一確定が必要とされるために、一定の限度では共同訴訟人相互間でも訴訟行為の効力を認める規律が必要になろう(同40条参照)。例えば、共有者による

共有権をめぐる訴訟に他の共有者が参加ないし引き込まれた場合や継続中の権利が自己に属するとして独立請求をした場合(ベ民訴法177条,日民訴47条参照)などである。他方で、家事事件や会社事件など、社会的・公的利益に絡む事件において、例外的に、合一的に確定すべき必要性がある場合には、判決・決定の対世的効力を認めるとともに(ベ民訴19条,日人訴24条1項、日会社法838条参照)、利害関係人の共同訴訟参加(ベ民訴61条1項b、日民訴52条参照)ないし共同訴訟的補助参加を認めるほか、当事者の申立て又は裁判所の参加命令による訴訟への引込みを認め(ベ民訴56条4項参照)、利害関係人に手続参加の機会を保障すべきである(日人訴15・28条参照)。また、この場合に参加した利害関係人と当事者の相互間において、合一確定の必要な限りで訴訟行為の相互作用を認める必要がある(日民訴40条参照)。

- 2 法的に有効な判決・決定の効力範囲
- (1) 民訴法は、通常の上訴手段が尽きて法的に有効となった判決・決定の効力範囲については、第1部総則第2章基本原則として、対世的効力を前提とすることをうかがわせる第19条の1か条だけしか規定していない。この趣旨をいかに解すべきかが問題となる。法的に有効な判決・決定の効力範囲について規定を置くことは、同一紛争の蒸し返しがどの範囲で禁止されるかを明確にする重要な規律であるからである。判決・決定の効力範囲は、客観的にも主観的にも制限なしに拡張され、特別の規定を要しないという趣旨であるとすれば、私的自治を前提とする当事者主義の審理原則とは基本的に矛盾すると言わざるを得ない。したがって、判決・決定の効力範囲を明確に規定することは、ベトナム民訴法のこれからの大きな課題である。
- (2) 判決・決定の効力の客観的範囲については、自己決定原則のルールとして申立主義が認められた以上は(5条1項)、訴え提起によって特定された審判の対象である請求についての判断に限って効力を生じ、その理由中の判断には効力を生じないとする規定を置くべきである(日民訴114条1項参照)。審理過程における当事者の攻撃防御の目標は審判の対象である請求の当否の判断に集中し、その前提としての多様な攻撃防御方法についての理由中の判断は付随的な結果にすぎないからである。また、このことが審理過程における裁判所の審理や当事者の攻防の柔軟性を保障することにもなるからである。

ベトナム民訴法は、「法的に有効な判決若しくは決定・・によって認定された事実関係、事件」を「証明を要しない事実」と規定する(80条1項b)。これは判決理由中の事実の判断にも拘束力があることを前提とした規定であるといえる。特定の当事者間の訴訟において争点となっている主張事実でも、他の訴訟の判決・決定の理由中で認定された事実であれば証明を要しないとすれば、判決・決定における判断は主観的範囲と客観的範囲とを問わずすべて絶対的な効力を持つことが前提とされていることになろう。そのような裁判書が当面の争点事実を認定するための1つの証拠となることはあっても、不要証事実と規定することは行き過ぎであり、削除されるべきであろう。

ついでながら、同様のことは、「権限ある国家機関の有効な決定により認定された事実関係、事件」(80条1項b)や「書類に記載され、正当に公証され、又は認証された事

実関係,事件」(80条1項c)を不要証事実とする規定についても言える。

(2) 判決・決定の効力の主観的範囲についても、一方、相対的紛争解決を目指す通常の民事 事件については、当事者主義による審理手続によって、当事者の提出した事実や証拠によっ てのみ審判がなされたのであるから、裁判の効力も審理手続に関与してきた当事者に限っ て生ずることを原則とすべきである(日民訴115条1項1号参照)。ただ、例外的に裁判 後に当事者の地位を承継した承継人や目的物の所持者には、裁判の効力が及ぶとの規定を 置く必要がある(同115条1項3・4号参照)。これらの者は実質的に当事者と同視し得 るからである。また、ベトナム民訴法では、他人のために訴えの提起が認められる場合に おいて、その他人と相手方は、自ら訴えを提起し提起された者とともに、原告と被告であ ると規定されているから(56条2・3項),当事者として裁判の効力が及ぶことになる。 さらに、関連する権利、義務を有する利害関係人が、当初から共同原告又は共同被告と して共同訴訟が提起された場合(163条)や、訴訟係属中に自らの申立て又は当事者の 申立てによって参加し又は引き込まれることによって追加的に共同訴訟となった場合(5 6条4項前段)にも、それぞれの権利、義務についての裁判は、それぞれの当事者につい てのみ効力を生ずるのが原則である。共同訴訟人独立の原則が妥当するからである(日民 訴39条参照)。ただ、関連する権利、義務関係の関連の程度によって、合一確定の必要 がある場合には、共同訴訟人全員につき合一的に裁判の効力が及ぶことになる。

他方、家族事件や会社関係事件のように、社会的・公的な利益にも関連するために、合一的な確定が必要な場合には、例外的に、裁判に対世的効力を認める特則をおくことが必要になる(べ民訴19条、日人訴24条1項、日会社法838条参照)。この場合に、関連する権利、義務を有する利害関係人が訴訟手続に参加する機会を保障するとともに、合一画定に必要な限りでの訴訟行為の相互作用を規律する規定を置く必要があることは既に前述したとおりである。

# ベトナム民事訴訟法の将来の問題

関西大学法科大学院特別任用教授 弁護士 井 関 正 裕

ベトナム社会主義共和国では、国会が2004年6月に民事訴訟法を制定し、これは2005年1月1日に施行された<sup>1</sup>。私はこの民事訴訟法の草案作成支援を担当してきたので、この法律の紹介と問題点の指摘をしたが<sup>2</sup>、更に将来の改正検討点について書き残しておくこととした。当事者主義にかかわる点については吉村徳重教授が論じられるので、私は主としてそれ以外の点について述べることとした。改正検討点は、大きな政策にかかわるところから、技術的な問題まで広い範囲にわたっている。

なお、ベトナム共産党中央委員会は、民事訴訟法成立後である2005年6月2日の決議<sup>3</sup>で、 更なる司法改革が必要であるとし、具体的な問題点を論じている。

## 第1 国家機構における裁判の役割

1992年ベトナム社会主義共和国憲法4は、国は法により社会を管理するとし(12条)、法が社会管理の手段であることを宣言している。人民裁判所は司法機関であり(127条)、裁判は法に従ってされ(129条)、裁判官と参審員は独立し法のみに従って裁判する(130条)とされている。しかし、国会常任委員会は、憲法、法律及び布告の解釈をする権限を有し5、最高人民裁判所の活動を監督・管理することができる(91条)。最高人民裁判所は下級裁判所の司法業務を監督し、指導する(134条)。人民検察院は憲法上の機関であって、政府機関や人民が法を遵守するように監督し管理する(137条)とされている。

民事訴訟法1条は、「民事訴訟法は、社会主義体制の擁護に貢献し、社会主義法制を高め、個人、機関、組織の合法的権利及び利益を擁護する。人民が真摯に法を遵守するように教育する。」としている。民事訴訟の目的が、国民の権利を擁護にあるとされている日本とは大きく異なっている。

ベトナム民事訴訟法では、個々の裁判官の権限を制約している。例えば、法の解釈権を裁判官には与えず、判例の拘束性を認めないし、検察官を民事手続に関与させ、検察官にも控訴権を認め、監督審制度を置き、合議制を採り、一審では参審人2名の関与を必要とし、個々の裁判手続が行われるべき期間を法定し、裁判所は違法な行為につき損害賠償義務を負うとしていることなどは、その現れである。これらは個々の裁判官に対する不信の現れでもあろう。

<sup>1</sup> その内容の紹介と法律の仮訳は ICD NEWS 21号に掲載されている。

<sup>2</sup> ICD NEWS 2 0 号 3 9 頁, 2 1 号 5 8 頁

<sup>3</sup> Resolution of the Politburo regarding the Judicial Reform Strategy by the year 2020, Central Committee of Comunist Party of Vietnam, No.49-NQ/TW, 2 June 2005

<sup>4</sup> この論文で引用する法規文書は、特に断らない限り、ベトナムのそれである。

<sup>5</sup> この反面として、人民裁判所には憲法や法律の解釈権がないと解されているそうである。

他方,憲法は15条以下で,市場経済による多分野の商品経済を開発するとしているし, 民事訴訟法が国民の権利利益の擁護をも目的としている。

これらの憲法の規定は、民事訴訟法にも大きな影響を与えている。社会管理手段としての 民訴法と市場経済を助ける民訴法との調和が必要となる。

以下これにかかわる具体的な問題について説明する。

#### 1 監督審

ベトナムには監督審という制度がある。ベトナムの民事訴訟は二審制であり(2004年 民事訴訟法617条),一審判決に対し控訴がなかったとき又は控訴判決がされたときには、 判決は効力を生じる(254条,279条)7。ところが,最高人民裁判所長官又は検事総長 の請求により,法令適用の誤りを理由に,効力の生じた判決を破棄する手続がある(282 条以下)。これを監督審と呼んでいる。監督審は,法令適用の誤りを理由に二審判決を破棄す る点では,日本の上告審と似ている。しかし,監督審には次の問題がある。

監督審請求権者は、最高人民裁判所長官と検事総長8であって、判決当事者は請求権を有しない(285条)。判決当事者は最高人民裁判所長官と検事総長に対し監督審請求をするように要求する権利もない。判決当事者が判決に満足している場合でも、法的効力が生じた判決が監督審で取り消されることがあり、その取消は当事者に効力を及ぼす。この制度は当事者の自己決定権を害している。これは総則の5条の定めとも一致していない。また、検察院には控訴権を認めた上に、監督審請求権をも認めている。また、最高人民裁判所長官は、監督審請求権者であると同時に、最高人民裁判所各法廷の裁判に対する監督審を管轄する裁判官評議会の構成員でもある(2002年裁判所構成法21条2項a)。

監督審請求期間は、判決が効力を生じてから3年である(288条)。しかも、監督審の決定(最高人民裁判所裁判官評議会による決定を除く。)に対し更に監督審請求が許される(285条,291条)ので、法的効力が生じた判決が取り消されるかも知れない期間は更に長くなる。長い間にわたり、判決を受けた当事者の地位が不安定に置かれることになる。当事者の法的地位を安定させるという裁判の本質的な目的を阻害している。

判決当事者の弁論権は、監督審において保証されていない。原判決の当事者は監督審決定の効力を受けるにもかかわらず、監督審では当事者としては扱われず、裁判所がその裁量により公判に呼び出した場合に限り、公判に出頭して意見を述べることができる(292条、295条)に過ぎない。9条の定める関係当事者の防御権の保証は、監督審では貫徹されていない。

これらは、監督審が国民のためではなく、国家秩序維持の制度であることを示している。 監督審公判は、従前は非公開であったが、今回の民訴法で公開となった(15条)。

<sup>6</sup> 以下では、2004年民事訴訟法は条文だけで引用する。

<sup>7</sup> 次に述べるように、効力の生じた判決を監督審で取り消す制度があるために、日本法からすると判決が確定したとは言えない。

<sup>8</sup> 監督審請求の対象となる判決が県級裁判所であるときは、省級裁判所長官及びこれに対応する検事長も加わる(285条2項)。

監督審の目的は、適正な(と監督審裁判所が考える)法適用の確保と法の統一的な適用にあると解される。法が社会管理の一手段であり(憲法12条)、社会主義体制を高め、国民が真摯に法を守るように教育することも民事訴訟法の目的である(1条)との思想が監督審制度の基礎にある。適正に法が適用されなければ、社会主義態勢を高めることができないし、国民に何が正しい法であるかを教育できないと考えるからであろう。そして公務員である裁判官が権限を濫用したり、特定の者に利益を与えたりしないようにする方策をとる必要性も考慮されてるのであろう。

他方憲法は市場経済をも採用している(憲法15条以下)し、民事訴訟法は国民の合法的な権利及び利益を擁護することも目的とし(1条)、自己決定権を民事訴訟の基本原則の1つとしている(5条)。

私は、監督審制度は、いずれ取りやめて、上告制度又は裁量上告制度を採用すべきであると考える。当事者が判決に不満がなくとも判決を取り消してしまうのは自己決定権を害しているし、判決が効力を生じてから3年(2度の監督審が行われる場合はそれ以上)も判決が取り消される可能性があるのでは、関係人の法的地位が安定しないからである。その上、判例制度のないままで、個々的な判決書を取り消すだけでは、法の統一的適用を計るのは難しいし、人民に正しい法を教え、法を守るように教育するという目的も達することができない。ベトナムの近隣国のカンボジアは監督審を持たない民事訴訟法が国民議会で審議中であるしり、ラオスでは2004年に監督審を廃止して上告制度に移行した10。日本には監督審は存しないが、そのために不都合な事態が生じてはいない。

仮にベトナムにおいてすぐに監督審を廃止できないなら, 次の制度を勧めたい。

- ① 監督審請求権者が最高人民裁判所長官と検事総長だけとするなら、監督審請求権者は、判決当事者が申立てをした場合に限り、監督審請求をすることができるとしてはどうであろうか。この案は裁量上告制度にやや似ている。この案は民訴法草案段階で私が提案し、第11次草案に採用されたが、最終的には民訴法にはならなかった。その理由として、フオン副長官はその案を採ると当事者から手数料を取らなければならないと言われたが、それだけが不採用の理由ではないと思う。
- ② 監督審請求期間を大幅に短くする。出訴期間が権利侵害時から2年(159条),執行期間が判決効力発生から3年(383条)であり,訴状提出から一審判決まで1年未満であることと比べても,監督審請求期間3年は長すぎる。監督審請求権者が検討するのは法律問題であって,証拠を検討する必要はないことを考えると,監督審請求期間は3か月もあれば充分であろう。
- ③ 監督審で判決当事者に公判出頭権と弁論権を保証すべきである。監督審決定により判決当事者が法的地位に影響を受ける可能性があるのに、当事者がその手続に関与できないのは、公正な手続とは言えない。

<sup>9 2006</sup>年2月現在,国民議会の立法委員会で審議終了。その草案はICD NEWS12号5頁 10 ラオスの1990年民事訴訟法72-77条は監督審制度を置いていたが,2004年民事訴訟法 はこれを廃止し,その106-114条は上告審制度を置いた。

④ 監督審請求理由の厳格化も考えられる<sup>11</sup>。ただ、それを法律にどう表現するかは難しい。

監督審制度の目的である適正な法適用の確保は理解できる。しかし、それを個々の判決を破棄する方法で実現しようとするのは有効な方法ではないと考える。それは判例など法解釈指針の制度と上訴制度とで実現する方が有効である。

#### 2 検察院の役割

検察院は憲法上の機関である。 憲法137条は、「最高人民検察院は各省、・・その他政府機関・・及び人民が法を遵守するよう監督し管理する」とし、2002年検察院構成法1条、3条は、検察院が民事訴訟手続を監督するとしている。検察院には、公訴官としての刑事裁判の提起、国の利益を守る訴訟への関与(日本での訟務)のほかに、民事訴訟において次の権限を有している。

### ① 民事公判への立会いと意見陳述

2002年検察院構成法21条では、検察官は訴訟事件の公判に出席するとされていたが、 民訴法21条2項は検察官が公判に立ち会うのは、裁判所が証拠を収集し、当事者が不服申 立てをした事件、非訟事件、検察官が控訴をした事件に限られるものとした。検察官が立会 う訴訟事件を制限したことは理解できる。検察官立会事件を、事件内容ではなく、手続事項 で選んだことは、ベトナム民事訴訟法が裁判の公平や信頼性を手続により担保しようとして いることが伺われる<sup>12</sup>。検察官が公判に出席した場合は、事件の解決に関する意見を陳述する (234条)。

この制度は将来は取りやめる方向であろう。

#### ② 控訴

検察官は当事者が控訴しない場合でも、控訴をすることができる(250条)。これは当事者の自己決定権に反するものであるから、将来は廃止の方向であろう。

#### ③ 監督審請求

これも当事者の自己決定権と反するので、廃止すべきことは先に述べたとおりである。

#### 3 法の統一的適用

法の統一的適用はどの国でも必要である。ベトナムでも同様であって、憲法 5 2 条は、「すべての人民は法の前に平等である。」と規定している。ベトナムでの法の統一的な適用を確保する制度として次のものを検討する。

### ① 国会常任委員会の法規文書の解釈権

憲法91条3号は、「憲法、法及び布告の解釈をする」ことを国会常任委員会の責務・権限としている。立法権を有する機関がその解釈権を有するのが望ましいとの理由であろうし、国会の立法権を他の機関が解釈という形で侵してはならないとの思想であろう。この思想についてここで意見を述べることはしない。しかし、現実に国会常任委員会が法の解釈を示し

<sup>11</sup> 前記共産党中央委員会決議は、これを示唆している。

<sup>12</sup> 判決書で手続き的事項の記載が多いのも、手続きの正当性が裁判の信頼性を基礎付けるとの考えであろう。

たことは、1992年憲法の下で、商法に関するものが1回あっただけであるという<sup>13</sup>。そして、政治機構である国会常任委員会が、法の解釈として生じる多数の事項につきすべて解釈を示すのは現実に不可能である。そうすると、実務的に国会常任委員会の法解釈だけで、法適用統一の機能を果たすのは無理と言わざるを得ない。

## ② 最高人民裁判所の指導

憲法134条は、「最高人民裁判所は、地方人民裁判所の司法業務を監督し指導する。」とし、2002年裁判所構成法22条1項1号は「統一的に法を適用するように裁判所を指導する」ことを最高人民裁判所裁判官評議会の責務・権限としている。これに従って最高人民裁判所裁判官評議会は法の運用についての通達を発している。この制度は法の解釈を示す制度としてある程度の法統一機能を有している。これら通達は官報に掲載される<sup>14</sup>。しかし、指導通達が発せられる数は多くないのが問題である。2004年民事訴訟法の解釈運用については既に3つの通達が発せられたが、これは運用の指針を示す部分が多く、法解釈の部分は少ない。

### ③ 上訴·監督審制度

上訴制度はどの国でも法統一の機能を果たしている。ベトナムで監督審が原判決を破棄する数は、日本の最高裁判所が原判決を破棄する数よりも多い<sup>15</sup>。ベトナムでは個々の判決を破棄することが、法適用の統一を図るために重要と考えているのであろう。

#### 4 判例

ベトナムには最上級裁判所の裁判が下級裁判所を(事実上)拘束する原理や慣習はない。 裁判所が法の意味するところを解釈し、それが特定の事件を超えて拘束する効力を有すると するのは、国会常任委員会の法解釈権を侵すことになるからであろう。法適用の誤りを審査 する監督審の<u>裁判書</u>で、事実の適示の後、直ちに裁判の結論が示されることが多く、その間 で採られた法解釈、法理論が示されることが少ないのも、国会に遠慮しているからであろう。

これらの現行制度でもって、法適用の統一を図るのが困難であると考える。正式な法解釈権を持つ国会常任委員会はわずかの解釈指示しか発していないし、政治的機構である国会常任委員会にきめ細かい解釈指示を期待することはできない。世界の多くの国で採られている判例制度はベトナムに受け入れられていない。最も機能しているのは、最高人民裁判所裁判官評議会の通達である。しかし、通達は多くはない。

そこで、法解釈・適用の統一を図る制度として、2つの提案をしたい。

第1は、法律に規定のない事項について最高人民裁判所裁判官評議会決定16に判例の拘束

<sup>13 2006</sup>年2月 JICA 長期専門家のベトナム司法省からの聞き取り

<sup>14</sup> ベトナムでは、官報の英語版"Official Gazette"も発行されている。

<sup>15</sup> ICD NEWS 2 1 号 8 2 頁

<sup>16</sup> 最高人民裁判所の各法廷の行った裁判に対する監督審は最高人民裁判所裁判官評議会が管轄権を有する(291条)が、その決定に対しては更に監督審請求をすることはできない(284条)。従って、最高人民裁判所裁判官評議会はベトナムで最高・最終の司法機関である。最高裁判所裁判官評議会は、長官、副長官、国会常任委員会の指名する最高人民裁判所裁判官とで構成され、その構成者は17人以下とされている(裁判所構成法21条)、2004年時点での実人数は13人である(ICD NEWS 20号30頁)。

性を認める制度の導入である<sup>17</sup>。「法律に規定のない事項」との限定をつけることにより、国会の意思が未だ表明されてない事項を対象とすることを明確にすることが、導入を容易にさせるであろう。それでもこれは国会常任委員会の法解釈権を侵すとの議論があろう。しかし、国会常任委員会の法解釈は、判例に優先するから、憲法に反しないであろう。なお、最高人民裁判所は日本の判例制度に強い関心を持ち、私はその紹介を行ったことがある。

判例制度を導入するためには、次の2つの条件を充たす必要があると考える。

まず、現在の判決書では、判決において採用した法理論がどのようなものであるかが、記載されない。事実の記載の次に結論が示され、その間でどのような理論が適用されたが記載されないし、記載された事実のうちどの事実がその結論を導き出すために重要であったかさえ示されないことが多い。これでは、最上級審決定といえども判例的な効力を持たせるのが難しい。少なくとも最上級審である最高人民裁判所裁判官評議会の監督審決定は、その裁判において採用した法理論を述べるべきである18。

次に、判例制度を機能させるには、拘束力を有する裁判が裁判官に利用可能な状態になっていなければならないし、さらにそれらが公表されるのが望ましい<sup>19</sup>。いままで、最高人民裁判所裁判官評議会の裁判書は公開されてこなかった。 2004年末になって、最高人民裁判所裁判官評議会が 2002-2004年にした監督審決定 103件を掲載した本が出版されたが<sup>20</sup>、今後この出版が続けられるかは明らかではない。

第2の方法としては、最高人民裁判所裁判官評議会が監督審決定をしたときはその度に、 決定の趣旨を同評議会の発する通達として下級裁判所を指導することが考えられる。両者の 機関は同一であるので、指導通達が出しやすい。これは現行の制度の利用であるから、比較 的に導入しやすいであろう。

#### 4 再審

再審は新たな事実関係の出現を理由に効力の生じた判決を破棄する手続である(304条以下)。これには監督審と同様の問題点があるほか、再審事由が事実に関するものである点を 考慮すると、監督審以上に問題が大きく改正の必要性が高い。

再審も、監督審と同様に、請求権者は最高人民裁判所長官と検事総長であり、当事者には 請求権がない(307条)。請求期間は、請求権者が再審事由を知った日から1年である。原 判決が効力を生じてからの期間制限はない(308条)。判決当事者の公判立会いは監督審

<sup>17</sup> 隣国のラオスは、2003年の裁判所構成法改正により次の規定を置いた。"Article 5 In judging of cases, the court should adhere to the laws of Lao People's Democratic Republic. In case there are any matters, which are not determined by the law, the court must decide in that matter in accordance with the princilpe of legality and the court precedent."

<sup>18</sup> 日本はベトナムに対し判決書改善を支援しており、私もそれを担当しているが、この点は強く助言をしている。

<sup>19</sup> 前記共産党中央委員会決議は、裁判書の出版が必要であるとの指摘をしている。

<sup>20</sup> これはアメリカの援助によるものである。ベトナムとアメリカ合衆国との間で2000年7月13 日に締結された Agreement on Trade Relations には、Chapter VII Transparency-related Provisions がある。

と同じである(310条, 292条)。これらは、誤った(と考える)判決を存続させるのは、 許すことができず、万難を排してもそれを破棄すべきであるとの考えであろう。

再審制度は存続させる必要があるが、当事者の自己決定権と地位安定の要請との調和が必要である。 改正すべき点は次のとおりである。

① 再審請求権者を判決書当事者に変更するか、あるいは当事者から申請があった場合に限り最高人民裁判所長官、検事総長が再審請求をできると改めるのが適当である。

再審事由は4つある(305条)が、いずれも事実に関するものである。事実問題は、法の適正な適用の問題に比べると、「社会主義体制の擁護」の見地からも、重要性が低い。既に民事訴訟法は、訴訟における立証を当事者に委ねることとし(6条)、証拠を提出せず又は適切な証拠を提出しなかった関係当事者は、証明不能又は不適切な証拠の結果に対する責任を負うとし(79条4項)、自白の制度も採用した(80条2項)。裁判は絶対的な真実に基づいてされるべきであるとの思想は放棄された。そうすると、新事実に基づく再審も当事者の主導により行われるべきである。再審が国家の利益のためとの思想はもはや維持できない<sup>21</sup>。

- ② 再審請求は、判決が法的効力を生じてからある程度の時間が経過した後は、することができないと改めるべきである。ベトナムでは、「当事者が知りえなかった22事実関係が発見された」ことが再審事由となっていて、日本法よりも広い再審事由を持っている。この下で再審請求期間が請求権者が再審事由を知ったときから始まるとすると、判決効力発生より20年経って新証拠を発見しても再審を開始できることになる。これでは当事者の地位の安定が害される。
- ③ 当事者に再審公判に出席し、弁論立証をできる地位を保証すべきである。再審では、監督審とは異なり、事実立証を必要とするから、事実により近い地位にある当事者に関与させる必要性は監督審以上に高い。
- ④ 再審手続で、再審事由立証の手続を定める必要がある。民訴法にはその規定がなく、 一審手続の準用もされていない。

### 第2 訴訟の効率的な運用

第1に記載したほかにも、将来改正を検討をすべき点が多くある。これらのうちには、第1 の問題点と関連するものもある。

#### 1 裁判所資源の有効な活用

裁判所資源の有効な活用は、特に人材が十分ではない発展途上国では重要である。もっとも、裁判の質の維持向上はより重要であるから、それとの調和の上でされる必要がある。

ベトナムは、人口約8000万人であるが、裁判官の数は2004年時点で3435人である。そのほかに一審では裁判官の数の2倍の人民参審員が公判に関与している。日本は人口約1億2000万人で、2005年時点での裁判官定員は3191人である<sup>23</sup>。経済活動の

<sup>21</sup> ただ、305条2号、3号の再審事由については別の考えがあるかも知れない。

<sup>22 「</sup>当事者が知りえなかった」との部分は日本側のコメントにより加えられたものである。

<sup>23</sup> ICD NEWS 2 1 号 6 1 頁

量をも考慮すると、ベトナムは裁判官の数が非常に多い。しかも、発展途上国では人材が薄いから、有能な裁判官を無駄に使わないようにする必要がある。

今回の民事訴訟法改正を見ると、裁判所の省力化は、県級裁判所の一審管轄権が拡大された(33条,34条)ことと、立証が原則として当事者の責任とされたこと<sup>24</sup>に留まっている。

そのほかに、結果として省力化に益するもでは、当事者主義の採用により、申立ての範囲でのみ裁判すれば良いことになった(5条)こと、自白のある事実について証拠は必要ではなくなったこと(80条)などがあるが、これは裁判所の省力化を直接の目的としたわけではない。

民事訴訟法では、すべての訴訟事件は同じ手続で審理される。事件の内容によって手続が 異なることはないし、簡易な事件が簡易な手続で行われることもない。簡易な事件、争いのな い事件、被告が出席せず答弁もしない事件、金額の少ない事件も、3人の合議体で、公判準備 と公判を経て判決することになっている。このことがベトナムで多数の裁判官と参審員を必 要とする1つの理由となっている。

日本では、簡易裁判所、単独裁判官の制度で裁判官の有効利用を図り、簡易裁判所の簡易な手続、少額裁判、手形訴訟のような軽い手続を活用し、督促手続のように審理の要らない手続を設け、ほかに調停その他のADRにより訴訟前の解決を行っている。

ベトナムにおいても、市場経済が浸透すると金融関係事件のように争われない事件が増加すると考えられる<sup>25</sup>。これら事件を単独裁判官で簡易に処理できる手続を検討する必要がある。

その方策の1つとして、県級裁判所裁判官の能力を考慮しつつ、その管轄権を拡張することを検討すべきであろう。

簡単な事件又は争われない事件について簡易な軽い手続を設けることを検討すべきであろう。その中には、被告が請求を認めるか、被告が不出頭の事件<sup>26</sup>では公判を開くことなく、裁判官が判決することを認めることを認め、その裁判に異議があれば正式な公判を行うとする制度がまず検討に値する。

さらに、日本の督促手続類似の制度を設けるのは有益である。民事訴訟法の第9次草案段階でこれに類似した案があったが、この復活を検討してはどうだろうか<sup>27</sup>。単独裁判官だけで裁判する手続については、憲法130条<sup>28</sup>の規定との整合性を検討する必要があるが、同条はすべての裁判が合議体でされることを要求しているのではなく、公判審理をしないでされ

<sup>24</sup> 従前の実務では、当事者は証拠を収集提出することに不熱心で、裁判所が証拠収集を全て行わなければならないので大変だとの意見が、ベトナム側から草案検討の過程で度々述べられた。

<sup>25</sup> 現在でも、被告が借りたのは間違いないがお金がないから払えないという事件は多いという。

<sup>26</sup> 民訴法では、被告が不出頭で答弁書も提出しないときは、80条2項の被告が「否認しないとき」 に該当するから、証拠は必要がないことになる。しかし、正式な公判は必要である。

<sup>27</sup> 前記共産党中央委員会決議は、事件を選んで簡易手続きを導入することを示唆している。

<sup>28</sup> 憲法130条2項は, 英訳では"The People's Court shall try their cases collegially."としている。

る裁判は合議体によらなくともよいと考えられているそうである<sup>29</sup>。現に民事訴訟法でも、公判前の緊急保全措置(100条)、緊急保全措置に対する不服の裁判(125条)、公判前の和解承認決定(187条)、一部の非訟事件の裁判(55条2項)などは合議体ではなく、1人の裁判官がすると定めている。

## 2 裁判の迅速と公正さの調和

他の社会主義国にも共通することであるが、ベトナムでも訴訟は迅速に処理される。民事 紛争が社会に存することは社会秩序を乱すことになると考えているようである。提訴時効期 間は2年と短いし、訴訟は提起から一審判決まで6か月ほどで処理される<sup>30</sup>。そのために民訴 法は民事訴訟の各段階で手続が行われるべき期間を定めている。複雑な事件ではその期間が 延長できることもある(179条,236条5項)が、その場合の延長期間も法定されている。 ベトナムでは、事実認定が書証を中心にされること、民訴法施行までは職権証拠調べ主義

しかし、民事訴訟法は当事者が立証に責任を負う原則を採用した。当事者主義は職権主義よりも時間を必要とする。そのうえ市場主義経済に伴って、知的財産権事件など難解な事件も裁判所に現れることになる。裁判所が適正に考慮して裁判をするためにも、適切な時間が必要である。将来検討すべき点であるのは間違いない。

が採られていたことが、このように迅速に訴訟を進行できる理由であったのだろう。

#### 3 提訴時効

ベトナムで時効には、取得時効、消滅時効、提訴時効の3種がある(2005年民法155条)。提訴期限が満了すると対象者は提訴する権利を喪失する(159条、同民法155条)。 提訴時効期間は、合法的な権利、利益が侵害された日から2年である(159条)<sup>31</sup>。期間が日本に比べて短い。紛争は速やかに解決されるべきとの考えからであろう。

物権訴訟についても「権利が侵害されたとき」から2年を経過すると、提訴する権利を喪失する<sup>32</sup>が、権利は消滅しない<sup>33</sup>のに、権利を保護すべき訴権が消滅するのは、おかしい。権利がありながらそれが裁判所で保護されないという状態を認めるのは、4条の合法的権利を擁護するため裁判所に訴えを提起する権利を保証しているのと一致しない<sup>34</sup>。なお、この問題は物権妨害排除訴訟において「合法的権利、利益が侵犯される日」を何時とするかの点とも関連がある。これらにつき検討の必要がある。

非訟事件についても申立時効の適用がありその期間は申立権発生から1年とされている

<sup>29 2002</sup>年10月の本邦セミナーでベトナム裁判官よりその旨の発言があった。

<sup>30</sup> ICD NEWS 2 1 号 6 6 頁

<sup>31 2005</sup> 年民法 427 条は、「民事契約紛争処理を請求するための提訴時効は個人、法人、他の主体の合法的権利、利益が侵犯される日から 2 年とする。」とし、同法 607 条は、違法行為の「損害賠償要求の提訴時効は個人、法人、他の主体の合法的権利・利益が侵害される日から 2 年とする。」としている。

<sup>32</sup> ICD NEWS 2 1 号 6 7 頁注 3 0

<sup>33</sup> 不動産の取得時効には20年間の占有を必要とする(2005年民法247条)。

<sup>34</sup> この問題は消滅時効や取得時効のほかに提訴時効を認めたところにある。

(159条)。しかし、非訟事件には各種の事件があり、中には申立時効を定めるのが相当でないものもあると考える。例えば死亡宣告(2005年民法78条、81条)がそうである。

#### 4 和解

和解による紛争解決を図るために、更に方策を検討すべきである<sup>35</sup>。日本の調停類似の制度 の導入については、 訴状提出前に裁判所が話合いを行う点に抵抗があるようである。一審公 判前の和解手続で代行することになろうか。

民事訴訟法181条は、和解のできない民事事件として、国家財産に対する損害の賠償請求と、法令又は社会倫理に反する取引から発生した民事事件を規定している。これら和解禁止規定は国家秩序維持の見地からされている。当事者において処分できない権利関係については和解ができないとの原則が採られていない。しかし、当事者が自己の判断で処理できない事項について、和解を許すことは国の立場として望ましいのであろうか。具体的に見ると、裁判所が管轄権を有する民事紛争のうち、個人間のベトナム国籍に関する紛争³6(25条)、親子関係の確定に関する紛争(27条)、会社の設立合併に関する紛争(29条)、非合法な婚姻の取消事件(28条)は当事者の自由な決定に委ねて良いのだろうか。和解できない事件の範囲は再検討する必要がある。

民訴法には、和解合意ができてそれが調書に記載されても、7日以内なら当事者が和解合意を撤回できるとの規定がある(187条)。これは安易に和解に応じる実態があるからだという。フオンSPC(最高人民裁判所)副長官は、家族や取締役と相談しないで和解合意をする例があると言われた。しかし、民法では成立した契約を撤回することはできないとしている(民法122条以下)ことと調和していない。将来は、国民の意識向上や弁護士の助言の増加により、和解撤回を必要とする実情も変化してゆくであろう。数年後にはこの規定の再検討が必要になると考える。

民訴法は控訴審における和解勧試手続を廃止した(270条)が、これは復活が望ましい。 従前は控訴審での和解成立の比率が低く、一審で勝訴した当事者が譲歩しないと言われてい た。しかし、日本や韓国の経験では控訴審でも勧めれば和解は相当に成立しているし、ベトナ ムのように判決執行が容易でないところでは債権者も和解で紛争を解決する利益がある。

#### 5 訴状における請求の記載

5条1項は、「裁判所は当事者から訴えの提起又は書面による申立ての範囲内でのみその 事件を解決する。」とし、164条2項gは、「被告、関連する権利義務を有する者に対して、 裁判所による解決を申し立てられた具体的な事項」を訴状に記載すべきとしている。従前は 5条1項の上記引用部分のような規定はなかったから、申立主義が強化されたことになる。

従前の判決書を見ると、原告は社会的紛争を提示し、裁判所はその紛争に含まれる法律問題をすべて解決するという考え、つまり訴訟物は社会的紛争に含まれるすべての法律問題であったように思われる。反訴がないのに、代金請求事件で原告に対し売買物件の被告への引渡しをも命じている判決、家屋明渡請求事件で被告の支出した修理費を原告が支払うよう命

<sup>35</sup> 前記共産党中央委員会決議はADRによる紛争解決を奨励している。

<sup>36</sup> 日本人からすると、個人間でベトナム国籍に関する紛争を解決させるのは判り難い。

じた判決があった37。

民訴法の下で、「裁判所による解決を申し立てられた具体的な事項」が、日本のように原告の特定の権利主張と解されるのか、社会的紛争の解決と解されるのかは文言自体では明らかではない。しかし、従前の考えは、原告の求めない権利を裁判所が与える結果になる危険があるし、当事者の攻防の論点が広くなりすぎるので、望ましくないと考える。訴状の記載事項を、「原告が裁判所にしてほしいと考える判決の内容」と改めるのが適当と考える。ただ、実務的には私たちの解釈のように解決されるかも知れない38。

## 6 当事者主義の補充

民訴法は立証を当事者の責任とした(79条)。この原則を採りながら真実に基づく正しい 裁判をするためには、次の考慮が必要であると考える。

まず、当事者が立証の責任を適切に果たすためには、当事者にその能力がなければならない。そのためには、能力ある弁護士の助力が欠かせない。弁護士の養成成育の制度を整備する必要がある。法律相談や司法扶助の制度も必要である。

裁判所の側でも、真実を発見するために行うことのできる事項がある。裁判官は関係当事者に追加の証拠の提出を求めることができ(84条1項)、当事者の申立てにより証拠調べを行い(85条2項)、関係当事者や証人を尋問する(86、87条)ことができる。

これらの権限の行使は、当事者の一方だけに味方するものであってはならないが、裁判官は、特に本人訴訟では、真実発見のため当事者の不十分なところを補充することにより、適切な権限行使をする必要がある。追加の証拠の提出を求める際には、通常あると思われる書面(例えば、契約書、営業許可書)についてはそれを明示して提出を求め、関係当事者や証人に裁判官が質問する際には、その事件の解決のために必要と思われる事項(例えば、お金は払ったのか、その領収証はあるのか、その領収証の署名は誰のものか、支払った場所と時期はいつか、その場所に誰が居たか、支払う資金はどのように調達したかなど)につき適切な質問を

<sup>37</sup> もっとも民訴法は反訴に関する規定を置き、反訴は本訴と同じ手続き、つまり反訴状の提出で行われるべきと定めたから、反訴状の提出のないままで反対給付を原告に命じることは難しくなったと思われる。

<sup>38</sup> 私は、ベトナムの判決書改善マニュアルの作成支援を担当している。私たちは、この支援で、5条の「裁判所は訴えの提起の範囲内でのみその事件を解決する。」との規定は、(日本法と同様に)原告がして欲しいと求めた裁判以外の裁判をしてはならない趣旨であると説明してきた。この考えはベトナム側に取り入れられ、最高人民裁判所の刊行する判決書マニュアルに明確にその旨が例を挙げながら説明される見込みである。マニュアルの考えで裁判実務が行われるとなれば、本文で指摘した問題は実際上解決されることになる。

また、後記注40に引用する緊急保全措置に関する最高人民裁判所裁判官評議会の指導通達4項は、緊急保全措置についてであるが、裁判所は当事者が申請した緊急保全措置(挙げられた例では、財産の差押え)以外の措置(例では、銀行預金の凍結)を命じることができないとし、申立主義を厳格に適用している。

する必要がある。これらは法律で定めなくともできるが、裁判官の義務として、法律である程度の定めをするのが適切と考える。

#### 7 文書提出拒否権

民訴法は裁判所の証拠調べを妨害する行為に制裁を加えることにした。特に証拠提出命令違反に対し制裁を課すこととした(389条)のは、裁判所の真実発見に大いに寄与するであろう。しかし、この証拠提出については、証言の場合(66条)のように拒否できる場合を認めていない。フオンSPC副長官の説明によると、国家・職業・個人的な秘密に属する証拠でも、提出義務は免除されないが、提出された証拠を漏らすことは97条により禁止されるという。このような立法が行われた理由は、従前は、裁判所が公務所に文書の送付を嘱託しても、それを無視又は拒否されることが多かった点にあり、文書提出免除事由を認めると、公務所がそれを理由に提出を拒否することが多いかもしれないと心配したのであろう。

しかし、裁判所においては、提出された証拠についての秘密保持が完全になされるものであろうか。また、その証拠は当事者にも見せないのであろうか。見せるなら、当事者が秘密を守れるのだろうか。問題があるので、提出拒否を認めるかどうかを再検討すべきと考える。

### 8 緊急保全処分

緊急保全処分については新しい立法があった。2005年秋の国会で知的財産権法<sup>39</sup>が成立し、2006年7月1日に施行されることになった。その206条ないし210条に緊急保全処分に関する規定がある。その規定の中には、不当申請者の損害賠償責任、担保の効力など緊急保全処分全体に適用できるような規定もある。民事訴訟法よりも整備されている。これらは本来は緊急保全処分に関する一般法である民事訴訟法に定められるべきであったと考える<sup>40</sup>。知的財産権法をも考慮しながら民事訴訟法の規定を検討する。

なお民訴法の緊急保全処分については最高人民裁判所裁判官評議会の指導通達が発せられた<sup>41</sup>。

緊急保全処分の類型のうち102条12号の「特定の行為の禁止又は強制」は非常に広い 適用範囲を持っている。私たちは草案段階で、この規定では知的財産権に基づく仮処分に対 応できないとコメントしてきたが、知的財産権法に民訴法の特別規定として緊急保全処分に 関する詳しい規定が置かれることになったので、その限度では問題が解決した。しかし、行為 を命じ又は行為を禁止することは知的財産権に基づくもの以外にも存するから、なお問題が

#### 39 Law no.50/2005/QH11

<sup>40</sup> アメリカとの Agreement on Trade Relation には、知的財産権保護のため同条約に定める内容の法律を 定める義務があるとされていたことに基づき、知的財産権法が定めれたものである。私たちは同条約に 定める内容を一般法である民事訴訟法の緊急措置の部分に取り入れるべきであるとコメントしてきたが、 それは実現せず、知的財産権についてだけ特別の法律が制定された。

<sup>41</sup> Resolution No. 02/2005/NQ-HDTP dated 27 April 2005 on the implementation of provisions in Chapter VIII "Provisional Measures" of the Civil Procedure Code. これは手続的処理指針に近く, 法解釈を示したところは少ない。

残っている。12号の処分は効力が強いが、発布の要件が明確ではなく(115条)、被保全権利の証明が要件かどうか明らかでない。また、この措置の効力は強いのに発布につき担保が必要とはされていない(120条)。

102条12号の緊急保全処分発布要件として、被保全権利の立証と必要性の立証を必要とし、申請人に担保の提供を要求すべきである。知的財産権法208条は、知的財産権を有することの立証と申請人が回復しがたい損害を受けるおそれの立証を必要とし、申請人に担保の提供42を義務づけている。

担保(120条)についての規定が不十分である。まず、緊急保全処分の効力を受けた者が担保に対しどのような権利を有するのかは定められていない。担保の目的として、緊急保全処分の適用を受ける者の利益の擁護と、申立人による緊急保全処分の濫用を防ぐとの2つが掲げられているが、後者は必ずしも被申請人保護に結びついてこない。それで将来の改正では、担保が被申請人の損害を担保することを明記し、その実行の手続を定めることが望ましい。知的財産権法209条2項は、緊急保全処分申請が誤ったものであり、それが被申請人に損害を与えたときは、裁判所は申請人にその損害を賠償させるとの規定を置いてはいるが、裁判所が賠償を命じる手続は、緊急保全処分の本案である訴訟手続か、それとも別の手続なのかが明らかでないし、その損害賠償と担保との関係や実行手続が定められていない。

担保が解放される要件や手続の規定も必要である。知的財産権法209条は担保の返還について定めているが、十分ではない。特に申請人が本案で勝訴した場合に担保返還を受けられるとの規定がない。

緊急保全処分申請人の損害賠償責任の要件を定める必要があると思う。民法の不法行為責任には故意過失が要件である(2005年民法604条)が、緊急保全処分申請人の損害賠償についてはどうであろうか。

緊急保全処分と本案判決の関係,特に原告が本案で敗訴したときの緊急保全処分の効力について定めた方が良い。その方法として,本案判決で緊急保全処分を認可又は取消するのも1つの選択である。

最後に、102条の緊急保全処分は証拠保全の目的のためにも申請できるとされている (99条)。しかし、102条のうちどれが証拠保全に用いることができるのであろうか。証拠物の現状維持のために、8号の「紛争のある財産の現状変更の禁止」が利用の可能性があるが、証拠物が「紛争のある財産」というのは無理がある。98条の規定とともに再検討して整備する必要がある。

## 9 立法技術的な問題

和解(180-188条),訴訟中断43(189-191条),訴訟終了44(192, 19

<sup>42</sup> 担保の額は、対象となる商品の価値の20%、商品の価値を評価不可能なときは2000万ドンとしている。低すぎる感じがする。

<sup>43</sup> 翻訳では「事件処理の停止」と訳されてるが、日本法の訴訟中断に相当する。

<sup>44</sup> 翻訳では「事件処理の中止」と訳されているが、日本法での判決以外の事由による訴訟終了に相当する。

3条)に関する規定が、第2部(第一審裁判所の事件処理手続)の第13章(和解及び公判 準備)におかれている。

この規定の仕方では、180-193条は準用がない限り、公判準備以外の手続、つまり一審公判、控訴審、監督審、再審、非訟手続などには適用がないことになる。これでは不都合であるから、180-193条を総則に移した上、個々の手続に特有の事項を各手続の章に定めるか、規定の位置は第13章に置いたまま、それを個々的に準用するかをすべきである。特に訴訟中断、訴訟終了は各手続よって異なるところが少ないから、総則に定めるのが望ましい。

個々の手続について特有の問題は次のとおりである。

控訴審での和解については、270条は当事者間に話合いが成立したときはそれを承認する判決をする旨を定めている。しかし、和解を許さない事件を定めた181条、一部和解は承認しないとする187条2項、一部当事者との和解につき定めた187条3項は、これらを存置させるなら、控訴審での適用を除外する理由はないが、その準用がされていない。和解合意の撤回を許す187条1項は控訴審では準用の必要がないのかも知れない。

控訴審での訴訟中断については、259条で189-191条を準用しているが、この規定は16章(控訴審の準備)に置かれているから、公判段階で停止事由が生じた場合に適用できるかは疑問が生じる。訴訟終了については、公判準備段階につき260条、公判前又は公判中訴えの取下げにつき269条、278条公判段階につき278条の規定が置かれている。しかし、公判期日における控訴取下げの場合の処理について規定がない。

監督審・再審について、訴訟終了に関する192条は準用されている(300条, 310条)。 和解、訴訟中断に関する規定がないのは当事者保護のための手続ではないと考えるからであるうか。

非訟事件でも、和解が許されるとされている(5条)。しかし、非訟事件の処理を規定する第5部には和解に関する規定は存しない。 訴訟停止、訴訟中止に関する規定もないが、これは規定すべきである。

#### 10 行政訴訟法の制定

今回の民事訴訟法は行政事件をカバーしていない。さしあたり、行政事件は行政訴訟解決 手続に関する国会令による運用がされる。早期に行政訴訟法の制定がされるのが望ましい。 前記ベトナム共産党中央委員会決議は人民の保護のために行政事件手続を大きく改革するべ きであるとしている。

# ベトナム民事訴訟法の将来の改正課題

立命館大学大学院法務研究科教授 弁護士 酒 井 一

## I 民事非訟事件(第5部)

### 1. 手続構造

非訟事件の特質を「紛争が存在しないこと」に求め、「法律事実の承認又は不承認」若しくは「権利の承認」を裁判所に申し立てることと規定する(3 1 1 条)。非訟が訴訟と異なった性質を持つことが意識されている。しかし、それが非訟事件の手続構成に十分に反映されているとはいえない。すなわち、第一に、非訟事件もまた、検察官の必要的出席の下で、公開の期日で処理されることが規定されている(3 1 3 条)。しかし、期日の公開についての憲法上の制約でもあれば別であるが、非訟事件を公開法廷で審理する必要性に乏しいであろう。非訟事件が公益に関係した事件である可能性は否定できないが、検察官の出席を必要とする点も再考の余地があろう。同様に、検察官の出席がなければ期日を延期しなければならないとする点も検討の余地がある。また、検察院が事件記録を受け取ってから7日以内に検討しなければならないことが規定されている(3 1 3 条 1 項)。この期間制限の効果が明確でない。

## 2. 総則規定の適用

立法技術的な問題であるかも知れないが、非訟事件に関する民事訴訟法第5部以外の諸規 定、特に総則規定との適用関係が明確とはいえない。

第5部の冒頭に、第20章民事非訟事件の解決手続に関する通則として、非訟事件に関する総則的な規定が置かれている。第311条は、「民事非訟事件を解決するために、本章の規定及び本章の規定に反しないこの法律のその他の規定を適用する」と規定する。すなわち、第5部に特則が置かれていない限り、民事訴訟法の規定が適用される体裁となっている。

ところが、第5部に特則がなく、非訟事件にも適用が認められそうな規定の中には、非訟事件に適用されるのに適切でない規定も少なくない。例えば、i) 証拠に関して第5部に規定はなく、総則に位置する自白に関する80条2項が非訟事件にも適用されることになりそうである。ii) 当事者に関しても、特則がなく、同様である。iii) 和解についても、第10条及び第180条は裁判所に和解手続の実施を義務づけ、特に第5条が非訟事件において当事者の「合意」する権利を規定する。その上で、第181条及び第182条が和解できる事件の範囲を限定する。この条文構造からすると、裁判官は、非訟事件においても和解を試みなければならず、「離婚事件の夫婦である当事者が民事行為能力を喪失した場合」(181条3号)を除いて全件和解が可能という結果となろう。

第5部以外にも随所に非訟事件に関する規定が散りばめられている。また、ベトナム民事 訴訟法は、「民事事件」と「非訟事件」を明確に区別し、両者を併せて「民事事件及び非訟事 件」と呼ぶことにしている(第1条,なお,規定中に「民事事件又は非訟事件」という表現も見ることができる)。例えば、当事者に関する第6章は「民事事件」の参加者に関して規定し、原告の権利、義務(第59条)や被告の権利、義務(第60条)も規定し、訴訟事件を前提とした規定と受け取ることもできる。つまりは、第56条以下の当事者に関する諸規定は、非訟事件には適用がないと読むことも可能である。対照的に、代理に関しては、「民事手続の代理」といい(第73条以下)、単に「事件」という表現も見られる。特に「非訟事件の解決において」との文言がある場合に非訟事件への適用があることは明らかであろうが、事件の限定がない場合や「民事手続」との表現が用いられている場合に、訴訟と非訟の両者を包含する趣旨なのか、必ずしも明確ではない。

立法者において意識的に用語を分けて規定しているのであるならば、非訟事件における当事者に関する規定が存在しないことになる。しかしながら、第6章に関しては、非訟事件に適用することの適切な規定がある一方で、適用が予定されていないであろう条文もみられ、解釈上の問題が残るであろう。

一般に訴訟事件に関する諸規定を直ちに非訟事件に適用することは適切でなく,反対に, 適用ないし準用するに適切な規定も少なくない。第311条は,この表現であろう。また, ベトナム民事訴訟法においても,争訟性の認められる事件類型も非訟事件に列挙されており 訴訟事件に類した扱いをすることが適切な事件類型も非訟事件の範疇に含まれている。第5 部に特則がない場合,どの範囲で民事訴訟法の他の諸規定が適用となるのか,適用されると しても,どのような変容を受けて適用されるのか,将来の解釈問題として議論される問題は 多いであろう。

条文の適用関係を明らかとするためにも,立法的な解決が必要である。技術的には,非訟事件手続を独立させ,総則を含んだ単行法を作るのが1つの選択である。民事訴訟法中に規定を存置する方法もあるが,非訟事件に関して適用を予定する規定と適用されない規定とを意識して書き分け(訴訟と非訟,民事事件という用語の使い分け),条文を整理する選択もある。

# 3. 訴訟事件と非訟事件の関係

既に立法担当者において意識されているようであるが、訴訟事件と非訟事件の併合処理の可否が問題である。明文規定はない。離婚に伴う財産分与など併合処理が適当と思われる事件類型について、第5部に申立書の記載事項や期日、決定書などについて幾つかの特則があるが、民事訴訟事件に関する規律との差異は大きくない。手続構造が異ならないことから、実質的に併合処理することは可能であろう。実務の運用を見守る必要がある。当事者の手続権という観点からも法律で明記することが望まれる。

さらに、民事非訟事件の特質を「紛争のないこと」に求めるベトナム民事訴訟法は、例えば「財産分割の承認」や「親権者変更の承認」を非訟事件とし、財産分与や親権者変更の申立てそれ自体は訴訟事件に分類する。従来は、例えば子の監護について民事訴訟法令の下争われていたところ、当事者間での合意が得られた場合、合意を承認する手続に移行するもの

とされていたようである。立法者は、従来の処理が維持されるべきかについて問題意識を有 しているようである。親権者の変更とその承認を概念的に区別し、異なった手続準則に服す べきものとするならば、問題となろう。明文による解決が望ましい。

なお、裁判所による「承認」が財産分与や親権者変更等の効力要件であるならば、非訟手続を利用することになろう。しかし、この点に関しては2005年に制定された新民法典からは明らかでないように思われる。

### 4. 規律対象

ベトナムの民事訴訟法は、非訟事件の類型として、第26条、第28条、30条及び32 条において、婚姻に関する非訟事件や労働・商事非訟事件を列挙する。第311条は、上記 の諸規定を受けて、一定の家事事件や労働事件が非訟事件の範疇に含まれることを確認して いる。その上で、第26条が規定する範囲の事件(行為能力の喪失・制限や失踪宣告、死亡 宣告、商事仲裁事件)についての手続準則を規定する。

第1に、非訟事件とすべき事件範囲が必要かつ十分な範囲で規定されているのかが問題で ある。基本的には、改正民法との関係で検討されるべきであろう。

(1) 家事非訟事件として,第28条は,違法な婚姻の取消(1号),離婚に伴う監護権・財産分割の承認(2号),親権者変更の承認(3号),親権の制限及び面接交渉権(4号),養子解消(5号),その他法定婚姻家族関係事件(7号)を挙げている。これに対して,離婚後扶養・財産分割,共有財産の分割,親権者変更,親子関係確定,扶養の諸紛争は,訴訟事件とされる(27条)。

2005年制定の新民法典にはこれらに関する実体規定の整備は不十分というべきであろう。ただし、相続に関しては詳細な規定を置いている。反対に、相続財産の分割に関する手続規定が整備されていないのではなかろうか。

第2に、手続の各論に関しては、民事行為能力の喪失・制限や失踪宣告のごく一部に関してのみ規定が置かれ、家族関係事件についての特則は見当たらない。形式的には、民事訴訟の一般原則に従った手続処理となるであろう。これらを非訟事件とする意義が失われよう。規定の整備が必要となる。

第3に、仲裁については、第5部の規律範囲から除外し、仲裁法に譲るべきである。非訟 事件とするのにはふさわしくない事件類型である。

#### 4. 外国人に手続相互の関係

現地セミナーにおいて,外国人に対する失踪・死亡宣告の可否について関心が示されたが, これに関する規定は整備されていない。焦眉の問題であるならば,立法的な解決も求められ るであろう。

### 5. 仲裁

仲裁に関しては、国際仲裁と国内仲裁を分離して規定することは望ましくない。統一した

形で規定を整備する方向での検討が進められるべきであろう。その際、一つのワールドスタンダードとして、UNCTRALのモデル法を参考とした仲裁法の改正という形で法改正が実施されるのが望ましいであろう。仲裁法の規定の整備は急務である。

なお、一般に、非訟とは別に決定手続に関する規定を整備する必要がある。

### Ⅱ 国際民事訴訟(第6部)について

#### 1.「相互主義」概念

外国判決承認の法源として条約とベトナム法を挙げ(343条1項),それに加えて「相互 主義に基づいて」承認・執行が行われるものと規定する(3項)。相互主義を承認・執行の根 拠の1つと捉えているようである。一種の精神規定であり、「相互主義」概念と機能を誤解し ているように受け取られるおそれがある。規定を整備又は削除する必要があろう。

## 2. 国際仲裁と国内仲裁

第6部は、外国判決と外国仲裁判断を規律対象とする。そして、仲裁について、民事訴訟 法のほかに仲裁法が存在する。民事訴訟法と仲裁法の規律対象の棲み分けとして、仲裁法が 国内仲裁を、民事訴訟法が国際仲裁を、それぞれ対象としているということになるのであろ うか。仲裁法で両者を1本化して規定するのが適切である。

### 3. 外国判決の承認・執行

外国判決の承認要件に関して、「ベトナム裁判所の専属管轄」違背を承認拒絶事由とする一方で、第411条が不動産関係事件、運送契約事件、離婚事件及び非訟事件に関してベトナム裁判所の専属管轄権を規定している。形式論からすると、第411条に該当しない限り、他の承認要件が充足されているならば、すべての外国裁判所の判決を承認・執行することになり、承認・執行の範囲が広くなりすぎる可能性がある。

承認要件として「相互の保証」を規定していないが、意図的に除外したというよりも、相 互性概念の誤解に基づくように思われる。将来的には、立法的課題の1つになり得るであろ う。

外国判決に関しても執行期間の制限を置くが、執行できる外国判決の範囲を不当に制限する結果となる。国際的な判決執行を考えた場合、「ベトナム法にしたがって」期間を計算することは適切でない。執行機関の制限の効果も明らかでなく、執行申立期間の制限であれば、権利の不当な制約となるおそれがある。短期の執行期間を設けることは、「当事者主義」に反するとの批判を避けられないことにもなる。

#### 4. 不承認

外国判決不承認の申立手続を整備したことは評価できるが、外国判決の不承認に関する期間制限を設けた点(360条)は問題である。

## Ⅲ 判決執行(第7部)について

判決執行に関しては、司法省を執行機関とする判決執行法が立案されているようであり、 民事訴訟法と判決執行法あるいは裁判所(判決機関)と司法省(執行機関)との連携が検討 課題となるであろう。

# IV 国際民事訴訟法(第9部)

### 1. 国際裁判管轄権

第35章で国際裁判管轄権に関して規定する。第410条1項は、一見して二重機能論を採用するように読むことも可能であるが、ベトナムの国際裁判管轄権を前提とした国内管轄に関する規定と受け取る方が素直であろう。そうであるならば、ベトナムの国際裁判管轄権の範囲が第410条2項及び第411条に規定されていることになる。ベトナムの国際裁判管轄権の範囲としては狭すぎるのではなかろうか。限定列挙ではなく、確認的な規定と解釈することにより、当面の不都合は回避できるであろうが、将来的には規定を整備する必要があろう。

# 2. 司法共助

司法共助に関しては、司法共助の範囲や手続を具体的に定めた規定がない。特別法や条約の規定に譲る趣旨であるとしても、嘱託する場合と受託する場合に分けて規定を整備する必要がある。